



平成 2 8 年度 制度評価報告書

平成 2 9 年 2 月 2 3 日

総合科学技術・イノベーション会議

戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）ガバニングボード

目 次

はじめに	3
1. 評価の実施方法	4
1. 1 評価対象の概要	4
1. 2 評価目的	4
1. 3 評価方法	4
(1) 評価者	4
(2) 評価の時期と過程	5
(3) 評価項目	5
2. 評価結果	6
(1) 制度の在り方と方向性について	6
(2) 実施体制について	7
(3) 予算の執行等の運用について	7
(4) 評価について	8
(5) 実用化・事業化に向けた知財・標準化等について	8
(6) 広報活動について	9
(7) コンプライアンスについて	9
 S I P 制度評価WG 構成員名簿	 10
 参考 WGにおける委員からの主な意見	 11
(1) 制度の在り方と方向性について	11
(2) 実施体制について	12
(3) 予算の執行等の運用について	13
(4) 評価について	13
(5) 実用化・事業化に向けた知財・標準化等について	13
(6) 広報活動について	14
(7) コンプライアンスについて	15
(8) その他	15

はじめに

戦略的イノベーション創造プログラム（以下「S I P」という。）は、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）及び科学技術イノベーション総合戦略（平成25年6月7日閣議決定）に基づき、平成26年度に創設されたプログラムである。

S I Pは、総合科学技術・イノベーション会議が司令塔機能を発揮し、府省の枠を超え、制度改革や政府調達とも連携しながら、基礎研究から実用化・事業化までをも見据えた研究開発を推進し、イノベーションの実現を目指すものである。

今回の制度評価は、戦略的イノベーション創造プログラム運用指針（平成26年5月23日制定、平成28年3月31日改訂）に基づき、平成26年度に続いて2回目の評価を行ったものである。

本評価結果を有効に活用し、S I Pを発展させることにより、産業界からの投資を誘発し、未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値の創出、我が国の産業競争力の強化、経済の再生等を図っていく。

1. 評価の実施方法

1. 1 評価対象の概要

S I Pは、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）及び科学技術イノベーション総合戦略（平成25年6月7日閣議決定）に基づき創設されたプログラムである。

S I Pでは、総合科学技術・イノベーション会議が司令塔機能を発揮し、府省の枠を超え、基礎研究から実用化・事業化までをも見据えた研究開発を推進し、イノベーションの実現を目指す。研究開発のみならず、規制・制度改革、特区、政府調達、標準化なども活用する。

S I Pの予算は、目未定調整費（科学技術イノベーション創造推進費）として内閣府に計上されている。国家的・経済的重要性の観点から総合科学技術・イノベーション会議（以下「C S T I」という。）が課題とプログラムディレクター（以下「P D」という。）を決定し、P Dは、出口戦略を含む研究開発計画を策定し推進する。

S I Pのマネジメントに関しては、ガバニングボード（構成員はC S T I有識者議員）が、指導、助言、評価等を行う。また、P Dを議長とし、内閣府が事務局を務め、関係府省や専門家などをメンバーとする推進委員会において、関係府省間の調整などを行う。

評価の対象は、S I P制度全般である。すなわち、予算の計上・配分・執行の在り方、P Dによるマネジメント体制の在り方、知財管理の在り方、評価手法の在り方、広報活動の在り方、社会実装に向けた出口戦略の在り方などである。

1. 2 評価目的

S I P制度が適切に推進され、確実に成果を上げるため、ガバニングボードは、平成26年度末に引き続き、平成28年度末にS I P制度の評価を行い、制度上の改善すべき点を洗い出し、次年度以降の計画などに反映させる。

1. 3 評価方法

科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針（平成26年5月23日、総合科学技術・イノベーション会議）及び戦略的イノベーション創造プログラム運用指針（平成26年5月23日、ガバニングボード）に基づきS I P制度中間評価を実施した。

(1) 評価者

ガバニングボードが設置した、8名の構成員からなるS I P制度評価WGにて、S I P制度に関する中間評価を実施した。

ガバニングボードメンバーは、WGにオブザーバーとして参加した。

(2) 評価の時期と過程

平成28年12月13日（火）に第1回S I P制度評価WGを、平成29年1月23日（月）に第2回S I P制度評価WGを開催した。

第1回WGでは、以下の議事があり、これらに基づいて活発な議論が行われた。

- ①S I P制度評価WG 議事運営規則（案）について
- ②座長の選出について
- ③S I P制度の概要と運用実績について
- ④その他

第2回WGでは、以下の議事があり、これらに基づいて活発な議論が行われた。

- ①第1回S I P制度評価WGにおける主なコメントについて
- ②平成28年度S I Pの制度に関するアンケート調査結果について
- ③平成28年度S I Pの制度に関するインタビュー調査結果について
- ④平成28年度S I P制度中間評価結果 報告書の骨子（案）について
- ⑤その他

また、平成29年2月23日（木）開催のガバニングボードにおいてWGの評価結果を座長より報告し、総合的な審議の上評価を確定させた。

(3) 評価項目

S I P制度評価の評価項目・評価基準については、「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」に、以下のとおり示されている。

内閣府による計上予算（調整費）、C S T Iによる課題設定、P D選定、機動的な予算配分、P Dによる研究開発等の推進、管理法人による予算執行上の事務手続など、S I Pに特徴的に見られる制度設計は、関係府省間の連携や関係府省の施策、産学の研究活動・事業活動などに良い影響を与えられるか（与えられたか）。S I Pの制度に改善すべき点はないか。

これらを踏まえて、予算の計上・配分・執行の在り方、P Dによるマネジメント体制の在り方、知財管理の在り方、評価手法の在り方、広報活動の在り方、社会実装に向けた出口戦略の在り方などを評価の項目とした。

2. 評価結果

S I P 制度について議論した結果、以下のような評価結果及び改善点が挙げられた。

(1) 制度の在り方と方向性について

① 現状認識：

- ・ 基礎研究から実用化・事業化までを一気通貫で、強力なリーダーシップを持つPDの下で、明確な出口前略を持ちつつ推進しており、また、技術動向や世の中の動向に合わせて、常に研究開発テーマの見直しを行っている。一度計画を策定した後は特段の変更なく推進していく従来型の国家プロジェクトとは大きな違いがあり評価できる。
- ・ 経済社会動向を見極めつつ、研究テーマの加速、減速、中止、追加を柔軟かつ厳格に行い、事業化・実用化を目指すという、産業界型の研究開発マネジメントが導入され、大学、国研などにおける研究者の意識の変化が認められ、S I P型マネジメントが浸透しつつある。
- ・ S I Pは、単なる研究開発にとどまらず、実用化・事業化を阻害している制度や仕組みを作り変えていくことを一つの目標としていたはずであるが、取組が弱いように思われる。

<S I P制度の特徴>

1. 総合科学・イノベーション会議が、社会的に不可欠で、日本の経済・産業競争力にとって重要な課題を選定し、担当する責任者（プログラムディレクター：PD）、年度予算をトップダウンで決定。
2. 府省連携による分野横断的な課題を設定し、内閣府に予算を一括計上。
3. PDに研究計画の策定・変更、予算配分、人事等の権限を集中。
4. 明確な研究開発目標、マイルストーンの設定ときめ細かな進捗管理、機動的な計画変更等を実施。
5. 実用化・事業化、市場の獲得に向けた出口戦略を重視。府省連携のメリットを活かし、国際標準化、規制改革等の制度面の出口も視野に入れて総合的な出口戦略を推進。
6. 基礎研究から事業化・実用化までを見据えて一気通貫で研究開発を推進。大学、国研等による基礎原理究明を革新的なイノベーションにつなげる仕組みを構築。
7. 官民連携、企業間連携が必要な「協調領域」を設定し、個々の企業が研究開発を行う「競争領域」と峻別し、国家プロジェクトとして推進。
8. 産業界と国研・大学が双方向でニーズとシーズをマッチングし、産業界が主導し、本気で取り組む産学官連携体制を構築。
9. 毎年度の課題評価を厳格に実施し、翌年度の予算配分に反映させるPDCAを実施。

② 今後の改善点など：

- ・ S I Pに特徴的な制度は、府省連携、産業化・事業化に向けた研究開発の推進に効果的であり、S I Pの制度は今後も継続すべきである。
- ・ 第5期科学技術基本計画の目指すSociety 5.0の実現への対応は、S I Pとしても必

須であり、取り組みを強化すべきである。

- ・単なる研究開発にとどまらず、実用化・事業化を阻害している制度や仕組みを作り変えていくことを一つの目標としていたはずであり、「新技術の開発、技術基盤の構築、人材育成」は当然になすべきことである。「産業競争力の強化、新事業創出、社会実装」に向けて、制度面の問題点・課題点をあぶり出し、政策立案や制度改革につなげていくよう、更に努力すべきである。

(2) 実施体制について

① 現状認識：

- ・S I Pは実用化・事業化を目指した研究開発を実施しており、加速すべきテーマ、中止すべきテーマと減速すべきテーマが峻別されている点は評価できる。
- ・S I Pのプロジェクト推進に当たっては、単なる研究開発だけにとどまらず、社会的な波及効果や実効性までを考慮する必要があるが、課題間で取組に差がある。
- ・P Dに研究開発計画の策定・変更、予算配分や人事等の権限と責任が集中していることが、効果的に機能している。評価の高いプロジェクトのP Dの下には優れたサブP Dが必ず複数名いるなど、P Dをサポートする体制整備が重要な役割を果たしている。

② 今後の改善点など：

- ・強力なリーダーシップを持つP Dの下で、引き続き、「加速、減速、中止、追加テーマ」を正しく、厳格に判断していくべきである。
- ・P Dは、研究開発責任者としてのC T Oの視点のみならず、社会的波及効果や実効性までを見据えたC E Oの視点を持つべきである。
- ・S I P型マネジメントの鍵を握っているのはP Dであり、P Dの権限を強化するほどサブP D等のP Dをサポートするキーパーソンの役割は重要であるので、その役割・権限を明確にすべきである。

(3) 予算の執行等の運用について

① 現状認識：

- ・管理法人の運営費交付金が活用され、柔軟な予算執行が行われている一方で、①内閣府に計上した予算を各省庁さらには管理法人へと移管しているため、予算関連事務が煩雑になりがちであること、②テーマに変更を生じた場合などどの部署が所管するのか不明なことがあり、責任体制が不明確であることなど、改善すべき点もあるとの指摘があった。

② 今後の改善点など：

- ・予算や契約などの事務手続の簡素化や実施機関における経験の蓄積を図り、使い勝手の良い制度となるよう、現場の声を聴きつつ丁寧なフォローと改善に取り組む必要がある。

(4) 評価について

①現状認識：

- ・ 出口戦略の実現のためには、研究開発テーマの設定、組織マネジメントについては、ガバニングボードで厳しく評価されているが、基礎となる研究の質を評価するための専門家によるピアレビューについて、課題間で差がみられる。
- ・ 早い段階から事業化のために必要な評価を行い、フィードバックする取組が十分とはいえない。

②今後の改善点など：

- ・ 研究開発の進捗状況については、当該分野の専門家によるいわゆるピアレビューなどを実施し、研究開発の質を担保すべきである。さらに、ピアレビューと合わせて、社会的波及効果や実効性までも見据えた評価を実施すべきである。
- ・ 事業化に必要な評価に、ユーザーとなる企業などを早い段階から評価者に入れるべきである。

(5) 実用化・事業化に向けた知財・標準化等について

①現状認識：

<知財・標準化等について>

- ・ ビジネスモデルの構築やノウハウの蓄積、特許化や標準化の推進など事業化・実用化に向けた取組が行われているが、戦略的な取り組みがまだ十分とは言えない。
- ・ 実用化・事業化を見据えて知財や標準化を横串で見る専門の担当者の配置について、課題間で差がみられる。
- ・ S I P 終了後の知財管理について、得られた成果が引き続き活用されるような仕組みの検討が必要である。

<社会実装に向けた動きについて>

- ・ 防災・減災プロジェクトで、発災後すぐに被害情報予測などを出すような仕組みを、プロジェクトの最終年度の完成を待たずに、使えるものから速やかに社会実装している点は評価できる。
- ・ 成果を早期に社会還元するために、プロジェクト関係者で検討が行われているが、国として成果を活用していく視点で大所高所から検討する場が現在はない。

②今後の改善点など：

<知財・標準化等について>

- ・ 知財・標準化について戦略的に取り組むべきである。
- ・ 今後、実用化・事業化の段階に入ることから、知財・標準化の専門スタッフや事業化のための専門スタッフを配置するなどにより、より専門的なサポートを強化すべきである。
- ・ その際、どのような体制でサポートを担うのか、各課題の実情に応じて、検討を行うべきである。
- ・ S I P 終了後も知財・標準化に係る取り組みが適切に継続されるよう、管理法人や拠

点となる大学などの体制の整備を行い、成果が経済社会に活用されていく仕組み作りが必須である。

〈社会実装に向けた動きについて〉

- ・社会実装に向けた動きを加速すべきである。
- ・S I Pの終了を待つことなく、活用できる成果が生まれた段階で、早期に社会還元を図るよう取り組むべきである。
- ・得られた成果の利活用については、それぞれの課題関係者だけでなく、国全体としての検討の場が必要である。
- ・中間段階を越えたこともあり、今後はC T OからC E Oの視点、すなわち技術開発推進だけでなく、開発の成果をどのように社会実装され世の中に還元していくかの視点がより重要となる。

(6) 広報活動について

①現状認識：

- ・S I Pの成果が広報される際、記事などを見れば、関係者にはS I Pの成果であることは分かるが、外部の人には分からない。成果の社会への周知を目指した広報戦略が必要である。

②今後の改善点など：

- ・シンポジウムの開催などの他にも、情報発信のロゴ表示、論文等における謝辞の活用や、開発した技術に固有名詞を付けることなどにより、S I Pの成果が広く認知されるような工夫を行っていくべきである。
- ・研究開発の成果が得られてから対外的な情報発信を行うのではなく、早い段階から情報発信を行い、顧客、想定ユーザーの反応を得るといった事業化に重点を置いた広報活動も行っていくべきである。

(7) コンプライアンスについて

①現状認識：

- ・S I Pそのものは内閣府のプログラムであり、その評価も内閣府で実施していることから、不正対応などのリスクマネジメントが十分に機能するよう配慮すべきとの指摘があった。

②今後の改善点など：

- ・S I Pは、内閣府が自ら実施し評価を行っている仕組みであることから、リスクマネジメントに配慮し、チェック機能を厳しく働かせるべきである。

S I P 制度評価WG 構成員名簿

天野 博光 株式会社日刊工業新聞社 編集局 科学技術部 部長

天野 玲子 国立研究開発法人 防災科学技術研究所 審議役

岡崎 健 東京工業大学科学技術創成研究院 特命教授

上條由紀子 金沢工業大学大学院 インノベーションマネジメント研究科 准教授／弁理士

佐々木 繁 株式会社富士通研究所 代表取締役社長

座長 塚本 建次 昭和電工株式会社 特別顧問

室伏きみ子 お茶の水女子大学 学長・名誉教授

渡部 俊也 東京大学 大学執行役・副学長

(五十音順)

参考 WGにおける委員からの主な意見

(1)制度の在り方と方向性について

(1-1)制度について

- ・これまでの国の研究開発プログラムは、予算を獲得したら後は研究開発を行うだけというものであったが、出口まで一貫通の研究開発であるS I Pが始まり、日本の国としてイノベーションを希求しているということがよく理解できた。
- ・S I Pの多くのプログラムが、Society 5.0実現に向けてフレキシブルに計画を変更し、スピーディに研究開発を推進している。また、3省連携のAIプロジェクトとの連動もしっかりと進めている。
- ・2016年は、熊本地震、4、5個の台風の来襲や火山噴火など自然災害が多発した年であった。災害の場で活用できないものでは意味がないとの理事長の方針下、防災科研の研究者が、例えば熊本地震の際には3か月現地に張り付き、それまでの成果を活用して防災・減災の活動を実施したように、社会実装が行われている。
- ・民間の場合は、マネジメントの責任者が人事権や部下の評価権（サラリーの配分権）を有しているため、組織として統率をとっていくことが可能であるが、国のプロジェクトの場合はこのような権限がないので、現在、このS I Pというシステムの難しいところが出てきていると思われる。問題点を正しく評価した上で、S I Pを次につなげていくことが必要であると思う。
- ・S I P制度については、3年、5年更に先に向けて続けていくということが非常に重要だと思う。
- ・成果の社会実装が果たされるまでフォローしていく仕組み作りが必要であろう。
- ・S I Pの枠組みやシステム自体は素晴らしいので続けるべきである。ただし、現在のプログラムのテーマをそのまま継続させるということではない。テーマを継続するという議論は、非常に慎重に行うべきである。
- ・PDに権限が集中しているので取り進めの方向を誤る可能性もある。助言・指導していく監視機能が重要である。

(1-2)制度面の問題点・課題点のあぶり出しについて

- ・単なる研究開発にとどまらず、実用化・事業化に当たり、阻害している制度や仕組みを作り変えていくことを一つの目標としていたはずであり、「新技術の開発、技術基盤の構築、人材育成」は当たり前で、「産業競争力の強化、新事業創出、社会実装」に向けて、制度面の問題点・課題点をあぶり出し、政策立案や制度改革につなげていくよう、更に努力すべきである。
- ・S I Pの制度設計時の思想では、単に技術開発を行い事業化していくのではなく、それとともに知財戦略、国際標準化、制度改革といったものを一体的に推進して事業にしていけるということが本来の姿である。知財戦略、国際標準化、制度改革に対する活動は、弱いので、この部分を徹底的に強化してほしい。
- ・S I Pは既に3年間運用されてきており、いろいろな不具合や阻害要因あるいは改善のためのアイデアが出てきていると思うので、これを生かしてほしい。

- ・制度の改善に結び付けるという感覚のない研究者は、「ルールがあるのでこれ以上のことはできない」ということをすぐに言い始める。制度的問題点をあぶり出すことも重要な成果だといってもなかなかその感覚は分かってもらえないところがある。
- ・社会科学的な人、社会の現象に関して考えている人をもっとチームの中に入れて、デファクトスタンダードを取っていくためには、どのような戦略をとっていくべきなのか、現実の制度、規制をどのように変えていくべきなのかといった議論をしていくべきである。

(2) 実施体制について

(2-1) プロジェクトの運用について

- ・各プロジェクトの運営では、加速すべきテーマ、中止すべきテーマと減速すべきテーマが峻別されており、また、Society 5.0 に向けてテーマ自体を変化させる動きが出ており好ましいが、更に取組を強化すべきである。
- ・年度末には非常に厳しく評価され、評価結果に基づいて翌年度の予算が減額されることもある。しかし、減額を受けてPDが抜本的に計画を見直した上で、更に必要な事業が出てきた場合、それについて加速的にあるいは追加的にやるべきであるということになれば、査定減した上で新たなテーマには追加配分されるなど柔軟に対応すべきである。
- ・PD間で、どのようにすればもっと成果を上げることができるのかについても情報を共有すべきである。

(2-2) PD及びサブPDについて

- ・SIPの各課題の予算は年間20億円、30億円という大きなものであり、単なる研究開発だけにとどまると見違える部分もあるのではないかと。例えば、現在開発している技術がやがてはスタンダードになっていくということを見据えて推進しているプロジェクトがある。社会的な波及効果や社会的なフィージビリティ（実効性）といったことを考慮しながら推進していく必要があるのではないかと。
- ・PDやサブPDの成長という点では、当初はそのような言葉が出てこなかったが、ガバニングボードでの進捗報告を行っていくうちに、「地域の自治体を巻き込まないといけない」、「民間企業をもっと巻き込んである種のスタンダードを作っていくといけない」あるいは「国際的な展開を図っていく如果不能ければこの技術は普及していかない」などという言葉が出てきたプロジェクトもある。CTOの視点からCEOの視点へという俯瞰的な視点転換が重要である。
- ・SIPが成功するかしないかの大きな鍵を握っているのがPDである。全体を俯瞰して将来を見通す力やマネジメント力を持った人材を選んでいく必要がある。国としての姿を描き、現状を把握し、その現状とあるべき姿の間のギャップを埋めて、プロジェクトを推進することに意欲的に取り組むような人材に参加してもらうべきである。

(2-3) サブPDなどの役割・権限の明確化

- ・PDの権限を強化すればするほど、サブPD等の役割は組織運営上大きくなるので、役割、権限を明確にすべきである。

- ・評価の高いプロジェクトのPDの下には優れたサブPDが必ず複数名いる。各サブPDの役割と権限を明確にするとともに、責任を持って実行してもらうことが重要であり、このようなマネジメント体制をSIP全体でやってほしい。

(3) 予算の執行等の運用について

(3-1) 予算関連事務について

- ・内閣府に計上した予算を各省庁、さらには管理法人へと移管しているため、予算関連事務が煩雑である。また、テーマに変更を生じた場合など、どの部署が所管するのか不明なことがあり、責任体制が不明確との指摘があった。事務作業の標準化や定型化を進め、シンプルで動きやすく、使いやすい仕組みにする必要がある。
- ・大きな問題は誰もが気づき対策が取られるが、小さな問題は見落されたり、対策が取られないことが多い。関係者の士気に影響し、ガバナンスにも影響があることから、予算や契約などの事務手続の簡素化や実施機関における経験の蓄積を図り、使い勝手の良い制度になるよう、現場の声を聴きつつ丁寧なフォローと改善に取り組む必要がある。

(4) 評価について

(4-1) 専門家による評価について

- ・出口戦略の実現、社会実装化を図っていくためには研究の質を担保する必要がある。高い専門性を有する評価者による評価（ピアレビュー等）が必要である。
- ・一方で、課題解決のために様々な研究開発が実施されていることから、幅広い観点からの技術的な評価も実施していかなければならない。
- ・技術的な課題の評価と全体のマネジメント評価のバランスも重要である。

(4-2) 事業化の観点からの評価について

- ・ユーザーとなる企業などを評価者として参加させ、事業化のために必要な観点を早い段階からフィードバックすべきである。
- ・外部評価のメンバーとして成果を活用して事業に結び付けるステークホルダーが入って評価をするべきである。

(5) 実用化・事業化に向けた知財・標準化等について

(5-1) 知財・標準化

- ・知財戦略については、課題ごとに各管理法人の中に「知財委員会」を置き、PDが委員長となり、どのような戦略で知財を取得していくかなどの検討を行っているが、実用化・事業化を見据えて知財や標準化を横串で見る専門の担当者が事務局の中に必要である。各課題のおかれた状況に応じて、どのようなアプローチがあり得るのかを検討すべきである。
- ・日本の研究者及び企業も、事業化・実用化を見据えた研究開発を推進する段階から標準化を視野に入れていくことが必要である。標準化に関わる人材も少ないのが現状であると思うが、人材を育てていく必要もあるのではないか。

- ・ S I P 終了後の知財管理は一つの課題であり、S I P 終了後も得られた成果が引き続き活用できるような仕組みにするために、管理法人、国研や大学等に拠点構築するなどの対応が必要である。

(5-2) 成果の早期実用化

- ・ 各課題で実施されているテーマの進捗の段階で、「すぐにでもこれを使いたい」というステークホルダーもいるはずであり、そのような柔軟性もあった方が良い。
- ・ 地震対策などでも発災後すぐに被害情報予測等を出すような仕組みを、5年を待たずに稼働させ始めている。できるものは早めに社会実装を進めていくことが重要である。
- ・ 実際に S I P の中で要素技術として確立されたものを企業に使用させ、製品化されている事例があるとのことであるが、プロジェクト最終年度の完成を待たずに使えるものから速やかに社会実装していくべきである。
- ・ 事業化をサポートしていく仕組み作りを行っていく必要がある。
- ・ 成果を早期に社会還元するためにプロジェクト関係者で検討が行われているが、大所高所から国として成果をどのように活用していくのかといった視点で検討する場も必要ではないか。
- ・ 社会実装に向けて C T O から C E O の視点、テクノロジーではなくそれがいかに社会実装されて世の中に還元されるかということが重要な視点である。

(6) 広報活動について

(6-1) S I P で開発した成果の周知方法について

- ・ 5年間で2,500億円という非常に大きな資金が投入されている S I P のプロジェクトの成果がどのように活用されているのかを、一般国民にも知ってもらうための社会的アウトリーチも必要である。シンポジウムや、新聞・メディア等を通じて分かりやすく発信していくことが非常に重要である。
- ・ 毎年1回、11課題の P D が進捗状況などを報告するシンポジウムを開催し、外部に広く成果を周知している。「評価、報告、広報等に関わる業務について、研究開発実施者の負担軽減を図る必要がある」との指摘もあるが、リソースを割かず更に分かりやすく広報活動を行うべきである。
- ・ S I P で開発した成果であるということを明示していない研究者が多い。広報活動あるいは論文発表の際には、アクナレッジメント（謝辞）を確実に入れるように徹底すべきである。意識付けのためにも非常に重要なことである。
- ・ 社会実装に対する取組という観点からは、開発された成果が本当に使われたかどうか、どこまで広く使われているかに関するフォローアップが必要である。例えば、S I P の技術を使った製品やサービス、若しくはシステムである場合には、可能な範囲でロゴマークを付けるということが良いのではないか。
- ・ インターネット、GPS、無人飛行機等はすべて D A R P A が開発した技術から生まれている。「D A R P A の技術」ということが、商標を取らなくても広まっており、そのような周知の方法も追及していくべきである。S I P というプログラムを継続して、政界にサプライズを与えられるような製品あるいは技術を発信していくことが重要である。

- ・ S I Pの中から生まれてくるテクノロジーに固有名詞を付けるなども一つの方法である。例えば、防災で開発しているシステム（府省連携災害情報システム）は、名前を「S I P 4 D」と付けた。これを使えば、S I Pの成果であるということが分かる。

(6-2) 事業化に重点を置いた広報活動について

- ・ たくさんの良い事例が公開されれば、成果を利用したいという事業主やステークホルダーが集まってくる可能性もあるので、公開方法を工夫する必要がある。
- ・ S I Pや研究内容の紹介だけではなく、事業化に重点を置いた広報活動を行うべきである。
- ・ ベンチャー企業においては、開発の早い段階から情報発信を行い、顧客の反応を見ることで、顧客ニーズや求められるデザインなどイノベーション課題を把握して開発している。成果の早期社会還元化のためには、このような活動が必要ではないか。

(7) コンプライアンスについて

(7-1) リスク管理・コンプライアンスについて

- ・ 総合科学技術・イノベーション会議が司令塔機能を担いながら、他方でS I Pの実行も行っている。実行と司令塔機能が適切に運営されるべき。
- ・ S I Pそのものは内閣府のプログラムであり、その評価も内閣府で実施している。企業では業務監査、エンタープライズの制度が本当に機能しているのかどうかをチェック機能があるが、S I Pでもこのようなリスクマネジメントに配慮し、外部評価による厳しいチェック機能を働かせる必要がある。

(8) その他

(8-1) プロジェクト間の競争について

- ・ S I Pと小型プロジェクトを競争させることにより、より良い成果の獲得や達成時期の早期化が見込まれるのではないか。ベンチャーなどを活用して、競争的環境を創出した方が良いのではないか。
- ・ 11の課題の中には競争があるようだが、課題間には競争が余りないように思う。同じような技術開発に関連する他のプロジェクト、もっと小型の、例えばベンチャーなどと競い合わせることも考慮すべきである。資金配分のポートフォリオのように、少しきめ細かな資金配分が制度設計の中にあっても良かったと思う。
- ・ インフラのプロジェクトで、ある要素技術の開発が難航していた。一方、S I Pとは別の機関で同じような技術開発を行っていた。S I Pとこの機関が共同で研究開発を実施したところ要素技術の開発が大きく進捗したことがあった。競争させることは良いことであると考え。
- ・ イノベーションというのは資金を投入したから達成できるというものではない。大型プロジェクトとともに、ピカッと光る小さなプロジェクトをうまく散りばめて、大小を競争させると、小ぶりのものが俊敏に動いて、案外な成果を上げることもあり得る。他の制度（CREST、さきがけ等）との連携等も今後気を配るべきではないか。